

会議名称	令和4年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和4年12月22日(木) 14時00分から16時00分まで	
場所	杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)	
出席者	委員	佐藤会長、宇田川委員、内山委員、佐久間委員、手島委員、中島委員、村本委員、山崎委員、井原委員、奥山委員、國崎委員、島田委員、新城委員、松本委員、浅見委員、細川委員
	実施機関	高橋区民課長、細谷地域課長、石河内介護保険課長、福原子ども家庭部管理課長、笠地域子育て支援担当課長、三浦子ども家庭支援担当課長、矢花保育課長、本橋生涯学習推進課長
	事務局	岡本デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和4年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 令和4年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・資料2 一般報告資料 ・資料3 差し替え資料

【会議内容】

- 1 令和4年度第3回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

一般報告	区職員による個人情報漏えい事案について(報告)	報告了承
報告第13号	申請管理システムを活用する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第47号	申請管理システムに記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第48号	住民記録システムに記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第49号	戸籍に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第50号	戸籍の附票に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第51号	戸籍に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第52号	戸籍の附票に関する業務の外部結合について(新規)	決定
報告第14号	子どもショートステイに関する業務の登録について(報告)	報告了承
諮問第53号	子どもショートステイ事務システムに記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第15号	科学教育事業に関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第54号	科学教育事業に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第55号	科学教育事業管理システムに記録する個人情報の項目について(新規)	決定
一般報告	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について(報告)	報告了承
諮問第42号	予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(再実施)	決定

会長	本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和4年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。初めに、委員の退任について事務局からお知らせをお願いします。
デジタル戦略担当部長	ただいま会長からお話がありましたとおり、委員の御退任がございましたのでお知らせいたします。水町委員が、当審議会委員を御都合により退任されました。これにより、審議会を組織する委員は1名減の20名となりましたことを御報告いたします。
会長	では続いて、連絡事項について事務局からお知らせをお願いします。
デジタル戦略担当部長	本日の会議におきましても、オンラインによる会議の参加を実施しております。本日は、村本委員、松本委員がオンラインで御参加しております。次に、本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員は加藤委員、石川委員、氏橋委員、小林委員の計4名でございます。続けて審議会進行に当たっての留意点について、情報管理課長より御説明申し上げます。
情報管理課長	会議の開始前に審議会進行の留意点を確認させていただきます。発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をして、会長の指名を受けてから、お名前を名乗った上で御発言ください。オンラインの参加者は、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。
会長	それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、資料1の令和4年度第3回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。
情報管理課長	特段ございません。
会長	それでは、委員の皆様から、会議録につきまして訂正箇所、御意見等がございますか。
(意見等なし)	
会長	ないようですので、令和4年度第3回の会議録については確定とさせていただきます。 次に次第の3に移ります。報告・諮問事項の審議に入ります。まず資料2、資料3について事務局から連絡事項をお願いいたします。
情報管理課長	連絡事項としまして、大きく3点ございます。まず1点目ですが、お手元の資料2です。2ページ目をお開きください。6「外部委託及び外部結合について」の次の行の後半ですが、令和3年度第2回情報公開・個人情報保護審議会と記載がございますが、正しくは第2回ではなく第3回でございました。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

	<p>続けて、2点目です。資料2-1、一般報告、「区職員による個人情報漏えい事案について」の資料については、本日席上に配布してございます。該当の案件の際は、席上の資料を御覧いただくようお願いいたします。</p> <p>3点目です。次第4で使用する資料3-4①について、資料の差し替えがございます。右上に「差し替え」と記載した資料3-4①を席上に配布してございます。該当の案件の際は、こちらを御覧いただきますよう御案内いたします。大変申し訳ございませんでした。</p>
会長	それでは、デジタル戦略担当部長、諮問文を読み上げてください。
デジタル戦略担当部長	(諮問文を読み上げて会長に渡す。)
会長	<p>デジタル戦略担当部長から諮問文を受けました。</p> <p>本日も、委員の皆様と事務局、実施機関の方にお願ひがあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきたいと思ひます。初めに、一般報告について、区民課長及び情報管理課長から説明をお願いいたします。</p>
区民課長	<p>私からは、区職員による個人情報漏えい事案について概要を説明いたします。この度の事案ですが、本年2月28日に、区職員が住民基本台帳ネットワークシステムを不正に検索して得た個人情報を外部の者に漏えいしているとして、被害を受けたとする者の氏名等を記載した文書が区に送達されたことを受け、同日、検索履歴を調査しましたところ、同一職員が被害を受けたとする者の検索を行っていたことが判明し、3月1日に当該職員に聞き取りを行いました。当該職員の返答は一貫して不正行為は一切行っていないとのことでした。このため区は、3月2日に警察に相談をし、警察による捜査の結果、11月5日、住民基本台帳法違反容疑により逮捕されたものです。なお、当該職員はその後、住民基本台帳法違反容疑により、11月26日に再逮捕されております。逮捕された職員については、記載のとおりです。</p> <p>逮捕当日の対応ですが、2ページ目です。区職員の逮捕に伴う対応、(1)逮捕当日の対応です。区では、警察から職員の逮捕の連絡を受け、直ちに区長に連絡を行い、庁内会議を緊急招集し、かねてより区長の指示を受けて確認しておりました対応方針に基づいて事案の公表、区職員によるコールセンター対応、緊急の再発防止策の取組などを決定し、また、ラインワークスによる全区議会議員への連絡の上、それぞれ対応しております。(2)の再発防止対策の取組については情報管理課長から説明いたします。</p>
情報管理課長	再発防止対策の取組ですが、資料に記載のとおり、11月14日までに実施した取組として4点あります。まず、取組のア.住基ネット操作を行う職員に対するヒアリングです。こちらは11課を対象としており、各課の課長から業務目的に応じた利用を行っているか、適切な検索条件を設定しているか等を確認し、実施後、確認結果報告書を提出していただいております。

次に、イ. 上記職員に対する住基ネットセキュリティ研修です。こちらも同様に 11 課を対象にし、各課で研修資料を基に研修を行った上で、確認テストやセキュリティ対策に関わる話をそれぞれの所管で実施いたしました。実施後、研修報告書が提出されました。次に、ウ. 住基ネット操作履歴の再点検です。こちらは令和 3 年 4 月以降の操作履歴ですが、総務省の技術的基準等に沿って毎月行っている点検について、過去の点検者とは別の者が再点検を実施し、その実施後、再点検報告書が提出されました。エ. 依命通達の発出です。全職員に対しまして厳格な情報管理の徹底と、公務員倫理の確立に係る通達を庁内に発出いたしました。

続けて、3 ページです。11 月 25 日までに実施した取組として、公務員倫理・情報セキュリティ研修がございます。対象は会計年度任用職員を含む全職員で、研修資料を基に各課で実施をし、実施後、研修報告書が提出されました。その結果については資料を付けており、資料 1 を御覧ください。

大きな 1 番、ヒアリングの実施についてです。各主管課において、住基ネットの操作権限が付与されている全ての職員に対してヒアリングを依頼いたしました。その結果、ヒアリング対象の全ての職員について、住基ネットを適正に利用しているとの報告を受けました。休職により不在の職員については復職後、別途実施するものです。

2 番目は、住基ネットの操作履歴の再点検についてです。改めて住基ネットの適正な利用が行われていることを確認するため、各主管課において令和 3 年 4 月から令和 4 年 9 月までの住基ネットの操作履歴について再点検を実施いたしました。その結果、不適正な利用が疑われる検索はないとの報告を受けました。

3 番目は、住基ネットのセキュリティ研修です。住基ネットは重要な個人情報を取り扱うシステムであることを改めて職員に周知することを目的に、各主管課において研修の実施を依頼いたしました。その結果、各主管課からは休職等による不在職員を除き、住基ネットの操作権限が付与されている全ての職員に対する研修が完了したとの報告を受けました。なお、休職や産休中により不在の職員については、復職後、別途実施をいたします。

続きまして、資料 2 を御覧ください。こちらは、公務員倫理・情報セキュリティ研修の実施結果です。対象者数は約 5,406 名で、5,177 名に実施をいたしました。未実施者数は 229 名ですが、これは休職・産休・育休により不在で、復職後、また別途実施するものです。こちらの研修については、人事部門と情報管理部門で連携して研修のテキストを作成し、そのテキストは各所管に配布し、そのテキストを用いて、また各課独自で研修資料等を活用しながら研修を行ったものです。

それでは、3 ページにお戻りください。事案公表後、再発防止の対策として速やかに行った対策としては、以上申し上げたものになりますが、更

なる再発防止対策については、11月7日付けで設置した「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会」において有識者の御意見を聴きながら、更なる再発防止対策を取りまとめ、可能なものから順次実施をしております。この間の再発防止対策検討委員会の実施状況については、3ページの中ほどに記載がありますが、4回開催しております。現時点で委員会でもまとめました更なる再発防止対策、こちらは素案ですが、お手元の資料3のとおりです。

現時点での対策の素案としては、大きく3つの観点で作成しております。まず1つ目が、職員に対する教育・研修の充実・強化です。左側の欄ですが、確認した事項として、当該職員に対するセキュリティ研修は、区民課に異動して住基ネットの操作権限を付与するに当たって実施した研修、こちらは平成30年4月のことで、1度のみでした。現時点の教育・研修は、中央の列に記載しております。まず、住基ネットの操作権限を持つ職員を対象とする教育・研修、こちらは権限付与時に実施しております。区民課では上記のほか、住基ネットを使用する各系の係長級職員及び住民記録係の住基ネット担当を住基ネット業務管理補助者に指名しており、初任時に研修を実施しております。また、公務員倫理・情報セキュリティについては、初任者研修、係長昇任前に公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施しております。一番右側の列に、更なる再発防止対策、現時点のものを素案として記載しております。住基ネットについては、住基ネットの操作権限を持つ職員に対しては、毎年、動画視聴方式による教育・研修を実施する。区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修についても、新たに毎年、教育・研修を実施する。公務員倫理・情報セキュリティについては、初任者研修等に加えて、毎年、全職員に対して職場内でのOJTにより公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。これらの教育・研修内容については、毎年必要な見直し・改善を図っていくことを考えております。

続けて大きな2番、操作ログ点検の充実・強化です。まず一番左側ですが、確認した事項としては、当該職員は区に送達された文書の差出人について氏名等による検索を行っており、これらの操作が正当な業務であったのか確認できる書類は存在していないということでした。住民票コードやマイナンバーは、法により利用が厳しく制限されており、不正検索に利用される可能性は低い状況でございます。現在の操作ログの点検方法ですが、頻度としては、区民課は毎月、他課は3か月ごとに行っております。その内容としては、総務省の技術的基準等に沿って、業務時間外や休日の操作状況、前年同月と比較して不自然な検索件数ではないか等を確認しております。一番右側ですが、更なる再発防止対策としまして、氏名等による検索を行う場合は、事前に記録票に記入し、他の職員の確認を受けた上で検索する仕組みとする。操作ログ点検は全課において毎月実施することとし、新たに上記の記録票による検索件数と氏名等による操作ログ件数を突合し

	<p>て確認を行う。その相互の件数が不一致であった場合は、内容確認の聞き取りを行い、その原因を調査した結果、不適正な検索が疑われる場合は、住基ネットセキュリティ統括責任者に報告をする。また、国に対して、住基ネットシステムを改修して、今後の操作ログ点検を効率的・効果的に行うことができるアウトプット、出力が可能となるよう要望をするということです。</p> <p>3点目、風通しのよい職場づくりです。確認した事項について、当該職員は区民課の窓口後方に設置された端末で住基ネットの検索を行っていることが多かったことが分かりました。現在の端末の設置状況ですが、端末を設置している情報管理課執務室及び区民課の端末設置状況を確認した結果、一部ではありますが見通しの悪い場所に設置している端末が存在しております。更なる再発防止対策といたしまして、各職場において一層風通しのよい職場づくりを進めるため、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行うとともに、セキュリティ対策等について各係での定期的な話し合いを行い、職場環境の必要な見直し・改善を図っていくことを考えております。こちらの資料3に記載の内容が、現時点の更なる再発防止策です。有識者を含めまして、いろいろな御意見等を頂きながら、より具体化、充実させてまいりたいと考えているところです。</p>
会長	ただいまの説明について、御意見はありますか。
委員	まず、漏えいされたという人から、その旨の手紙が来たということです。区民課で職員を特定して聞き取りをしたところ、当該職員はやっていないと言ったということですが、どうやってその職員を特定することができたのか。それがまず1つです。もう1つは、その被害者から連絡がなかったら、今回のことは判明しなかったのではないかと思います。どうですか。
区民課長	1点目ですが、どうして当該職員が特定できたのかということですが、まず、システムにログインする際には、生体認証でログインをしますので、その本人以外はログインができないという形になっております。また、どのような検索をしたのかという操作履歴ですが、文書を送付された方の名前を検索した者が当該職員だったということが、その操作履歴から分かることになっています。そのため、当該職員が客観的に見て検索をかけたと考えて、本人に聞き取りを行ったところです。次に、文書が送られてこなければ判明しなかったのではないかという点については、現状では、本人の悪意による検索等については、なかなか気付くことが難しい状況であるということは御指摘のとおりであると思います。
委員	データを持ち出したということだと思いますが、どうやって持ち出したのか。つまり、何かUSBメモリなどのメディアに入れたのかどうか。というのは、確かそういうことをするときには、上長にその許可を得る必要があります。簡単には持ち出しができない仕組みになっていたかと思いますが、そこはどうですか。
区民課長	まず、USB等で情報を持ち出すことは、システム上できません。この

	ことから、本人が記憶したのか、又はメモを書き取ったのか、そういうような形だと考えております。
委員	適正な検索が行われているかということですが、これが一番難しく、先ほど、被害者から連絡がなければ判明しなかったのではないかと聞いていましたが、再発防止策を見ても、職員の皆さんがよこしまなことはしないということにしてくださらない限りは、少し難しいのではないかと思います。適正な検索が行われていたかどうかをチェックしたということですが、どのようにチェックしたのですか。
区民課長	適正な検索があったのか、操作履歴の再チェックについては、業務時間外の検索がされていないこと、又は休日の操作状況や前年同月と比較して不自然な検索ではないかなど、総務省の技術的基準等に沿って確認をいたしました。履歴は大変多いのですが、職員が時間を掛けて、チェックをいたしました。
委員	先ほど、氏名検索をして適正なものと突合するという御発言もあったのですが、もしかして、ある職員が検索をしてよい、業務上検索をするべきであるという氏名があったとして、誰が検索をしたか分かるわけですから、それとデータを突合させて調べるということは、手間は横に置いておいて、できるのかどうか。若しくは、そういうことをしたのかどうか。
区民課長	やはり、検索履歴というのは、大変多いものですから、例えば通常の業務の中で、その全てが、適正な検索だったのかどうか等々、確認するような形にはなっておりませんが、更なる再発防止対策の中で、検索をした記録、様々な状況においてなかなか把握しづらいようなケースについては、記録等を残しながら、それを実際の操作とチェックをすることによって、件数の不一致であったような場合については内容の聞き取りを行い、どうしてそれが不一致になったのかということを確認していくという形で考えております。
委員	国にはどのような要望をされたのですか。
情報管理課長	まず、住基ネットのシステム自体が、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと呼ばれる国の組織になるのですが、こちらの仕様に基づいて設計されております。要するに全国統一のシステムですので、区の独自でシステム改修と言いますか、仕組みを入れ込むことはできません。 ログの抽出の仕方や今後の再発防止対策についても、通常と違う使い方をしているものが分かりやすくなるために、ログの出され方に何らかの変更を加えることをしていただけないかというところを、国に要望をしていくことも必要と考えております。
委員	まず、情報管理課、東棟7階には、入退室のノートなどがあり、入室者を管理していますが、この住基ネット端末の周辺状況はどうなっていたのか。一部の端末は隅っこのほうにあったということですが、それを触る人は、例えばそのときにポケットなしの服に着替えるとか、上から上っぱり

	<p>を着るとかしていたのでしょうか。非常に失礼なことだと思いますが、2階に派遣で来ている方たちは透き通ったバッグを持たされていて、要は、個人情報を持ち出さないためにということでやっているわけです。これは性悪説でやっているわけですが、住基ネット端末を使用する職員もポケットのない上っぱりを着て作業をすとかすれば、予防できるのではないのでしょうか。今回の事案も、メモか何かに、紙か何かに書いたのか、頭で覚えたのかどうか知りませんが、すごくアナログと言いますか、原始的な方法で持ち出されたと考えているのですよね。</p> <p>次に、スマホの持ち込みは認めているのかどうか。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>今のは対策に対する御意見、御要望のものかとお聞きしました。これについては、庁内で有識者の方の意見も聞きながら、対策について検討しているところですので、その中の参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>スマホについては、特に制限をしていないので、ポケットに入れておくことは可能です。もちろん、大勢がいる職場ですし、目の前には、カウンターであれば区民の方もいらっしゃいますので、御心配のように個人情報を撮影しているということはないということです。</p>
委員	<p>今回の件は、再発防止と言っても、決定的なものではなく、今まで研修をしましたということは、私たちも何度も御報告を受けましたが、どのような認識でいらっしゃいますか。</p>
区民課長	<p>やはり、今回の事案については、基本的に職員の倫理に関する部分が大きいと考えます。ただ、こういうことをすると事実は明らかになるのだよ、ということを職員に伝えるということも併せて必要になりますので、その中で、先ほども申し上げたように、検索記録を付け、それを実際に操作ログと突き合わせる。つまり、検索記録があるのに、それが記録票に記録されていない、そういうようなことがあれば、当然のことながら、すぐ分かってくるわけです。そういうところから丁寧に職員に説明をし、また今回の事例を踏まえ、こういうような事案によって、本人も含めて、どれだけ影響が出てくるのかをしっかりと伝える。それによって、併せて再発防止に努めてまいりたいと考えているところです。</p>
委員	<p>そういうことをしたら事実は明らかになるという話でしたが、今回は、被害に遭った方から御連絡が来たから判明したわけです。誰もが気が付くとは限らないと思います。今の御認識では、十分ではないと思います。あと、ログを見れば分かるからと言いますが、先ほどの答弁の中でも聞きましたが、ログをいちいちチェックできないです。ですから、先ほど上っぱりのことを提案したのですが。</p>
区民課長	<p>説明が少し十分ではなかったかと思います。まず、操作履歴というのは、現状でも把握できます。実際に不正検索をするような場合、氏名等による検索を行っていることになります。それで実際に、例えば転入を受け付けた書類がないとか、書類が残らないようなものについては記録票で、検索をしたということを理由も含めて記録をします。ですから、基本的に氏名</p>

	<p>等で検索をしたものについては、確認できる資料があります。その資料と操作ログの一部を突き合わせればいいわけです。氏名等での検索をしている操作ログと突き合わせをして、その数が合致しないということは、記録票にない検索を掛けているという形になりますので、それはどうしてそのような検索を掛けたのかということを確認する。それによって明らかになってくるという趣旨でお話をさせていただきました。大変言葉足らずで申し訳ありませんでした。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>今の質問と重複したら申し訳ないのですが、一般区民の意見として聞いていただけたらと思います。中学生も高校生も、高校受験や大学受験をするときは、不正がないようにということで、携帯の持ち込みは禁止されていると思います。個人情報という、すごく大事なものを扱う区の職員さんが、携帯を持ち込んでいると聞いたのが、すごくびっくりしているところです。私は東棟7階へ行ったことがないので、どういう管理になっているか分かりませんが、個人情報を扱っていて、今回、USBで持ち出されたのではないと。ただ、どういうふうに持ち出されたのか分からない。写真を撮っているのかもしれないし、メモを取っているのかもしれないし、頭の中で覚えているのかもしれないというお話でしたが、持ち出されないような状況で管理するのが再発防止なのではないかと素直に思います。なので、ログの確認等もされるのかもしれませんが、委員がおっしゃったように、今回、被害者の方が言ってくれたから分かりましたが、言ってくれなかったら、知らない所で個人情報が漏えいされているのではないかと不安になるので、そういう不安を抱かせないためにも、出たときと入ったときの持ち物のチェックとか、そういったものはしていただいたほうがいいのではないかと思います。</p>
情報システム担当課長	<p>東棟7階でという話がありましたが、1階の区民課で起きた事案ですので、この点は訂正させていただきます。ログで確認していくのは、先ほどもいろいろお話がありましたが、大量なデータがあって、そこから拾っていくのは本当に大変なことだと思っておりますので、冒頭でも倫理に関する話がありましたが、そういった教育などを徹底していくことが重要かと思っております。今、スマホを持っていることの是非などのお話をいただきましたが、そういった御意見も踏まえながら、またいろいろ検討していきたいと思っております。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>大変素人的な質問で申し訳ないですが、よそと共有しているシステムということであれば、それぞれ相互に補完し合うということを、今回の事例でされたかどうか。やはり、こういうことが発生したときの防ぎ方を相互に共有することが非常に重要だろうと思う点で、今回の件が共有という意味での情報交換がされたかどうかを教えてください。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>今日、途中で申し上げたとおり、これは住基ネットというシステムを使</p>

	<p>っております、全国の自治体共通です。今回の件については、発覚後、J-LISとやり取りをしておりますので、現時点で既に事案が起きたということで共有されている部分もあります。今後、我々のほうで準備している対策、今、警察でも捜査中ですので、そういったことで明らかになったものも含めて、今後、共有されていくものと思っております。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>私たち個人情報扱う審議会としては、諮問事項について、外部委託として民間に任せていいのかどうか、外部結合していいのかどうかということ意識して審議しています。区職員であればまずは大丈夫だろうという、信頼が大前提になっているのですが、今回は区職員によって行われたもので、なかなか区としても厳しいところに立たされているということは重々承知しております。その上で、どうやって個人情報を守っていくのかという観点に立ったときに、先ほど他の委員からあったことも重要な対策の1つだと思いました。</p> <p>私が質問をさせていただきたいのは、今回のネットワークシステムの利用確認等の報告結果は11の課で行われ、それぞれの所からは問題なしという報告があったということですが、2点目にある操作履歴の再点検の実施、4月から9月までとかなり長い期間にわたって行われています。ここからどういうふうに不適正な利用がされていなかったという判断になったのか。かなり膨大なものだと思いますので、どのぐらいの時間を要して、どういう点検が行われて、各所管ではどういうふうに判断を行ったのか、その点を教えてください。</p>
情報システム担当課長	<p>ログの再点検については、自分の業務以外で利用していないかとか、あるいは前の月よりも多く検索を掛けていないかとか、そういった視点で確認をしていきます。区民課では毎月点検しております、それ以外の課は3か月に1回定期的に点検していますが、そのときの点検者とはまた違う点検者、また違った目で点検をしていくという形で案内して、土日を含めて8日間掛けて行ったということです。</p>
委員	<p>今のお話ですと、平日は通常業務を行っているわけですから、ほとんど土日を要したかと思いますが、時間的には通常の公務員の業務時間帯の掛ける2日間という認識でいいのか、大体どのぐらいの時間を要したのか。先ほど他の委員からもありましたが、膨大なデータですので、そこからどういうふうに不適正な利用はなかったという判断まで持ち込めたのかは大変気になるところで、その辺をお答えいただければ終わります。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>まず、土日を含めて8日間と申し上げました。課によって使う件数に、非常にばらつきがあります。ほぼ100%に近く区民課が利用しております。その他の課では、月によってはゼロが続いたりとか、年間である月に集中して30、40件という程度ですので、基本的には平日の業務時間内、若しくは少し残った程度でできたと考えております。ただ、区民課については、件数も年間数万件と膨大なもので、実態についてはどうですか。</p>

区民課長	区民課については、今回、2人の職員が2日間点検をしたということです。
委員	2点伺います。1点目は、今も様々な委員から指摘がありましたが、ログ点検を人間がするというので、今回、事案もあったので、必死でやったということだと思いますが、操作ログを人力で点検するという作業自体、そもそも人間になじむ作業ではないというところで問題意識を持っています。これは議会でも取り上げましたが、再発防止策の資料3の2「操作ログ点検の充実・強化」にある更なる再発防止策について、先ほど他の委員も御質問していましたが、もう少し具体的に、国に対してどういうアウトプットを求めたのか。今、時間軸も判然としないですが、既に求めているのか、これから求めるのか、具体的にどういった内容を求めようとしているのか、まず1点伺いたいと思います。
情報システム担当課長	これから再発防止対策検討委員会の中で、しっかりとどういった要望を国に出していくかも含めて検討していきたいと思っております。
委員	<p>ここに関しては、本会議でも申し上げたとおり、ゼロトラストの仕組みだと思っているのです。人間が判読するに向かないログの操作履歴を、人間ではなくてデジタルで処理しやすいようにトランスフォームしていくことが重要だと思っていますので、その辺りは本会議の指摘も参酌していただいて、部会の中で要望をまとめていただければと思います。</p> <p>もう一点の質問は、今回、公務員倫理みたいところから再発防止策を組み立てていったというお話がありましたが、そうしますと、当該職員の今の身分、処分状況はどうなっているのか。住基ネットの不正使用によって情報漏えいを起こしたということで、非常に厳しい予後が待っているという話をされていると思いますが、処分が適切に行われているのかどうか。この辺りも、11月の時点ではまだ本人と話ができなくて処分は行っていないという話で、速やかにという話がありました。12月の賞与の算定基準日も過ぎまして、処分が即行われなくて、冬のボーナスをもらえてしまいましたみたいな話になったときに、それは本当に抑止力の話として適切だったのかどうかも含めて、迅速で厳正な処分が必要ではなかったかと思えます。この職員の今の状況を確認させてください。</p>
デジタル戦略担当部長	委員の御質問について、現在、私の手元に資料がなく把握できていません、すみません。この時間内でお調べできれば追加でお答えしたいと思います。
委員	お調べいただいた結果を教えていただければと思います。恐らく、推定無罪の話の中で、区として処分をしていないのであれば、当然に月給も賞与も出ているはずだと思っています。ということで、不正な情報操作を行って、情報漏えいによって、区にも非常に迷惑を掛けていますし、住基ネットを使っている他の自治体に様々な迷惑が掛かっているという話になったときに、やはり公務員倫理から責めるには、当該容疑者の身分がとて守られていることに対して問題意識を持っています。区は職員と面会ができ

	た時点で、進退に対して確認をするようなことを、公の場だったか、平場だったか分かりませんが話をされていたので、そういった意味では、当該職員自身が罪状認否のこともあると思いますが、自ら辞職はしないということにされたのかどうか。そこのお答えを頂ければ質問は終わります。
デジタル戦略担当部長	まだ捜査中のことでもありますので、その点についてのお答えは控えさせていただきます。
会長	ほかに御意見はありますか。
情報システム担当課長	先ほど委員からの御質問で、ログの点検方法に関しての答弁を訂正させていただきます。ほかの業務で利用していないかを確認したと答弁をしたのですが、業務時間外とか休日の操作状況、前年同月と比較して不自然な検索件数ではないかとか、そういったところを再確認したということです。失礼しました。
会長	では、本件は了承といたします。次に、報告第13号、諮問第47号、第48号、第49号から第52号について事務局から説明をお願いします。
報告第13号、諮問第47号・第48号 諮問第49号～第52号	
情報システム担当課長	(報告第13号と諮問第47号・第48号について説明する。)
情報管理課長	(諮問第49号から第52号について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
委員	報告第13号、諮問第47号・第48号のほうですけども、スマホでマイナポータルに入って、そうするとLGWANにつながれて申請ができるようになる、そういうことでしょうか。
情報システム担当課長	この図に書いてあるとおりの流れですので、そのような形です。
委員	今までLGWANに対しては、過去何度も何度も、これは行政内部のシステムであって、外部とはつながらないので安全ですよと言われてきたと思うのですが、今回、スマホとLGWANをつなぐわけですか。どのように安全性を担保するのですか。
住民情報担当主査	図に記載のとおりですけども、利用者は、インターネットにつないでマイナポータルにつながるということで、利用者が直接LGWANのネットワークに入ってくるということではございません。今まで、ほかのシステムでも、昨年度の電子申請関係の書類に関しても、LGWAN-ASPというようなもので外部の利用者、区民の方からインターネットを経由して申請を受けるといった仕組みはありまして、利用者から直接LGWANにつながるというものではございません。
委員	インターネットからLGWANに直接つながったりしたら、それこそ大変で、そんな仕組みを作るはずがないわけです。では、マイナポータルとLGWANの間は、どうなっているのですか。ここに例えばファイヤーウォールはあるのですか。
情報システム担当課長	ここは概略図なので記載しておりませんが、ファイヤーウォールやルー

	ターとか、そういったものはほかのネットワークと接続する間には必ず設置するような考え方になっていると思いますので、その辺は問題ないと思っています。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	今、他の委員が質問をしていたところ、私も理解が及んでいなくて教えていただきたいのですけれども、申請管理システムの入れる場所がファイヤーウォールの内側になっているところが、こうする必要があつてここに入れているのは分かるのですが、マイナポータルとLGWANの間に中継的に挟まって申請を補助するみたいな作りではなくて、LGWANの内側にあるネットワーク上の必要性と、多分これが分からないのは、申請管理システムの具体的な動きが分からないからだと思うのですけれども、その辺り、改めてもう一度御説明をお願いします。
情報システム担当課長	まず、住民情報系システムですけれども、今、クラウドのデータセンターにあります。そこに今度、LGWANのネットワークを接続する形になります。これは国の仕様でそうなっているのですが、接続するときには当然ファイヤーウォールを置いて、ファイヤーウォールの間に挟んでDMZを設置している。DMZの中にはサーバーがあつて、サーバーにはデータベースは入っていない、セキュリティを高めるためのものです。もし、ここで例えばウイルスが入ってくることはないのですけれども、入ってきたときには、そのDMZの中で防ぐという仕組みで、それは国のほうの仕様でそのようになっているところです。
委員	そこまでは把握できていると思うのですけれども、申請管理システムの仕事、これはマイナポータルからLGWAN経由で来た通知に何を施すことによって住民情報系システムと連携させていくことになるのか。具体的な仕事が余り理解できていなくて、その部分を教えていただいてもいいですか。
情報システム担当課長	住民情報系システムにおいて、インターネットで申し込まれた申請書類を受け取るために、申請管理システムが住民情報系システムへプッシュしていく形になるものです。住民情報系システムは、それを受け取って、申請書をPDF形式で確認できる、そのような形で構築しているということです。
会長	ほかに御質問ありますかでしょうか。
委員	基本的なことで大変恐縮なのですが、戸籍に関するところです。これまでのシステムの賃貸借期間が終わり、新たにクラウド方式に変えるということなのですが、身分性というか、非常にセンシティブな情報が満載のものです。これをクラウド方式にということなのですが、今回、初めて外部委託ということで新規になっているのですけれども、これまでのシステムは、どのような運営や管理が行われていたのか、保守点検が行われていたのか。今後、任せるためには、相当安全な民間事業者でなければならない

	と思いますが、その点はどういうところを参考にして委託を考えていらっしゃるのか教えてください。
区民課長	現状では、区にサーバーがありまして、区がデータを管理しているところです。
委員	区が管理しているのですか。
区民課長	区が管理しております。ベンダーについては、それを保守点検している形です。ただ、必ずしも常駐しているわけではありませんので、何か不具合があったときには、区の職員で可能な限り確認はいたしますが、最終的にはベンダーを待たなければならないという状況になっております。その点、クラウド方式になると、区のセキュリティレベルよりも高いクラウドのデータセンターで、専門の職員が24時間365日常駐しておりますので、何か不具合が生じた場合については速やかな対応が可能になっております。
委員	事業者についてはどうでしょうか。
区民課長	事業者については、現在の戸籍システムの関係の事業者ということでしょうか。
委員	ではなくて、クラウドの運営事業者に、個人情報を託していかどうかの判断というところです。
区民課長	これについては、既の実績のあるデータセンターでデータを管理すると聞いております。
委員	今の民間事業者のセンターで管理されるということなのですが、他の自治体や、あるいは国や都で使われていて、大丈夫ということで区は確認して考えていらっしゃるということですか。どういう基準で選ぶのかなと思ひまして、よろしくお願ひいたします。
区民課長	他区でいうと葛飾区、他市でいうと八王子市が使用しており、円滑に運用しているということは確認しております。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	戸籍についてお伺ひいたします。これから24時間常駐してくれると、いろいろ対応ができるという話でしたが、今まで杉並区で何かトラブルが起きたときに、ベンダーがいなくて対応できなかったということが起きているのかどうか。
区民課長	今、私のほうで承知しているのは、システムの動きが遅くなってしまって、原因がなかなか分からないということがありました。そういう不具合というか、そういう部分で専門家によるシステム管理がより担保されれば、速やかに原因が確認され、それに対する対応が取れるという形になると考えております。
委員	今、杉並区のデータは東棟7階に置いてあるのだと思いますが、今度はデータセンターの所、つまり、クラウドとは言っているけれども、杉並区の建物からよそに持っていってしまうわけですね。そこと杉並区と、物

	理的な堅牢さというか、それはどうなのですか。
情報システム担当課長	まず、区の庁舎内のセキュリティも当然しっかり対策しております。先ほどのファイアーウォールの話もありましたが、そういった取組はしっかりとやっているとところです。また、一般的にクラウドについては、例えば災害、震災が起きにくい場所にあたり、インターネットに接続していなかったり、あるいは攻撃を受けないように様々な取組を行っています。これは一般的なものです。現在、クラウドサービスは、こうした安全面とかはいろいろな事業者が競争しているところでもありますので、先ほどお話がありました。我々も実績がある所をしっかりと選んでいますので、その辺は御安心いただければと思います。
委員	何といても戸籍の情報ですから、大変な機微情報ですよ。データセンターには杉並区の人はいないわけだし。杉並区の職員もすぐ近くにいて、何かあったら走っていけるという所ではないわけですよ。もしかしたらデータセンターというのは、それこそセキュリティ上から場所も公開していないのかもしれませんが、杉並区の職員が気軽に行ける所にあるのですか。
区民課長	データセンターの場所については、セキュリティの関係からお答えは差し控えてさせていただきます。
会長	ほかに御質問、御意見はありますか。
委員	申請管理システムに戻らせていただいて、教えてほしいのですが、例えば自分が転居届を出すのをマイナポータルでやるということなのですか。なりすまし防止策、要するに、IDとパスワードがあれば誰でも転居届や、ここに書いてあるのだと妊娠届とか、氏名の変更の届出はできてしまうということなのですか。それに対する防止策というのは、何かあるのでしょうか。
住民情報担当主査	申請管理システムについて、マイナポータルという所なのですが、転居届、転出届については、マイナンバーカードの中に入っている電子証明書というものを使って本人確認をしているところです。本人しか知らないパスワード等を入力して申請することになっておりますので、なりすましはカードとパスワードを知らないとできないことになっているというところで防止対策が施されております。
委員	要するに、自分のパソコンにカードの読み取りの機械がないとそういう申請はできないということなのですか。
住民情報担当主査	パソコンとカードリーダーという組合せ、若しくは、最近ではスマートフォンでもカードの読み取りのできる機能の付いているものが多数出ており、スマートフォンだけでも申請ができるようになっております。
会長	ほかにご質問はありますか。なければ、私から2点質問です。諮問第49号から第52号の戸籍システムですが、今回クラウドに移行するというところで、クラウド事業者と戸籍のアプリケーションシステムの運用管理事業

	<p>者を分けて質問させていただきます。戸籍のアプリケーションの運用保守等をする事業者は、管理者のID、パスワード等が分かれば当然、中にアクセスできるのだと思うのです。アクセスできないと保守運用ができないので。それはそれでいいと思っているのですが、クラウド事業者はどうなのでしょう。クラウド事業者が、クラウド事業者の中にあるサーバーの中のデータに直接アクセスすることは可能かどうかというのを、まず確認させてください。</p>
区民課長	<p>申し訳ありません。それについては確認させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>基本的には暗号化して、暗号化を解けるのは杉並区側だけという状態になっていれば、ここの杉並区の庁舎の中にサーバーがあることとクラウド事業者側にサーバーがあることは、本来、リスク上は余り差がないのです。そこが、クラウド事業者はディスクを持っているわけですから、そのディスクの中のデータを読もうと思えば読めてしまうということだと、その部分がリスクとしては増えてしまうので、そこは是非、御確認ください。2点目です。サーバーを国内に設置することを、今回の契約条件に入れているのかどうかということに関して教えてください。</p>
区民課長	<p>国内に設置する方向で考えて、調整しているところです。あと、先ほどの御質問で、障害発生時にデータにアクセスできるのかということですが、保守運用を担当する事業者の作業員が運用保守を実施することになります。そうすると、その際には杉並区のシステムのみ一時的に利用できるように、自治体ごとに保守アカウントを発行しておりますので、それに基づいて保守作業を実施する形になっております。</p>
会長	<p>恐らく、それは私が申し上げた戸籍アプリケーションシステムの運用の話ですよ。そうではなくて、私が質問したのは、クラウド事業者そのものです。ですから、IaaSであればIaaS、あるいはPaaSのレベルでデータが読めるか読めないか。逆に言うと、暗号化していなければ読めるわけですよ。</p>
区民課長	<p>暗号化しておりますので、データセンターの事業者についてはそれを読むことはできません。</p>
会長	<p>では、御意見を伺いたいと思います。御意見がある方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>報告第13号、諮問第47号・第48号です。この件は、インターネットから利用者が使うのに、わざわざ本人同意と書いてあるのです。つまり、マイナンバーカードを持ってマイナポータルにログインできるようにするためには、本人の同意がなければできない、そういうことなのだけれども、だからといって、いろいろなことに免責というか、全てが安全とは言えないのです。マイナポータルを使うときに、代理人を設定することができますね。それこそ、先ほどカードと暗証番号があればマイナポータルの中を見ることができると言っていましたよね。それを人に見せてしまえばいい</p>

	<p>わけですよ。見せてしまえばいいというか、使い方がよく分からないから見てもらうという話があったりするのです。</p> <p>ちょっと話が飛ぶから簡単に言いますが、いろいろな自治体で家庭教育支援員というのがあります、その人たちが家庭の中に入っていくのです。入って行って、いろいろな分からないことを代わりにやって差し上げましょうと。そのときに、マイナポータルを使って申請をする、代理をすることも可能なのです。これを悪用と言っていいかどうか分からない、親切なだけかもしれないけれども、そういうことも可能なのです。こんなマイナポータルに入る暗号があるから大丈夫だなどということは、とてもではないけれども認められません。そのことと、LGWANとつなぐ回線に行くということもとんでもないことだと思うので、これには反対いたします。</p> <p>それから、諮問第 49 号から第 52 号ですが、まず戸籍システムの情報を杉並区ではない所に持っていき、そこで管理してもらう発想自体が、私には全く理解不能です。区民の皆さんの大切な情報をどこかに持ってってしまうわけ、という感じです。あと、区の職員がいないのですよ。ちょっと余計なことまで言いますが、情報漏えいとか間違いだったというのは、機械、システムそのものではなくて、今日の住基ネットの話ではないけれども、人が起こすのです。例えば、人がだまして何か情報を引き出したりとか、本当にそういうことがあったではないですか。職員がいない所に戸籍の情報を置いておく、24 時間対応できるから便利ですと、全く私には理解できない。到底こんなことは賛成できません。</p>
会長	ほかに御意見はありますか。それでは、報告第 13 号は了承、諮問第 47 号から第 52 号は決定といたします。
デジタル戦略担当部長	先ほど区民課の住基ネットの関係で 1 点、職員の処遇について私のほうでお答えできなかった部分があります。所管課長が参りましたので、現在の処分の状況と、給与・期末手当の支払についてお答えさせていただきます。
人事課長	御質問いただいているのは今の状況ということで、本人の現在の身分、処分状況についてと伺っております。本人は今、私事欠勤の状況でして、給与の支給はありません。期末勤勉手当については、支給する際に、欠勤の状況を加味して減額して支給していくという内容になっております。
会長	では、報告第 14 号と諮問第 53 号、報告第 15 号と諮問第 54 号、55 号について、事務局から説明をお願いいたします。
報告第 14 号、諮問第 53 号 報告第 15 号、諮問第 54 号・第 55 号	
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
委員	報告第 15 号、諮問第 54 号・第 55 号です。健康状態と服薬状況が新たに追加されていますが、何を想定してのことなのか、事業のやり方がちよっ

	と見えていないので、教えていただければと思います。
生涯学習推進課長	まず、健康状態ですが、実験講座等いわゆる食べ物を扱うような場合、食物アレルギーがあるかどうか、そういうことを確認する必要があるためです。服薬状況については、障害者の参加支援等のために必要となるということで取得するものです。
委員	そうしますと、この事業の対象者は子供さん、障害児も含めたものなのか、どのような方を対象に考えていらっしゃるのですか。
生涯学習推進課長	基本的に障害の有無にかかわらず、多くの区民の方に参加していただくということで、今まで当面の拠点として社会教育センターで科学教育事業はしていましたが、もし障害者の方とかを受け入れる場合には同伴をしていただくとか、そういうことになっていたわけですがけれども、今後は事業者のほうでサポートできることになるものと考えております。
委員	そうしますと収集の範囲は、事業に関わる範囲に限定されるということでもよろしいのでしょうか。例えば血圧の薬を飲んでいるというような人もいるので、どの範囲までか。結構、機微な情報だと思いますので、その辺の限定があるかどうか教えてください。
生涯学習推進課長	もちろん、服薬状況を全て把握するわけではなくて、事業に関わる最低限の部分を収集するということです。
委員	健康状態についても同じということでもよろしいですか。
生涯学習推進課長	同様です。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	私もこの部分は気になったところです。今の御質問に関連するのですが、事業に関わる最低限の部分というのは、どういう範囲なのですか。
生涯学習推進課長	先ほど申し上げたとおり、例えば、口にするような科学教育事業の場合は食物アレルギーについての情報を取得しなければいけないとか、障害者でトイレ介助が必要なのかとか、そういう情報について取得するということです。
委員	ということは、実施されるものによって、その都度、対象に対して把握されるということですか。食物を扱う場合にはそうだけれども、次はそうではないものとかという考え方になるのですか。とにかく、できるだけ収集しないほうがいいのではないかということが根底にあるものだから、それはどういうことなのかと率直に疑問に感じました。
生涯学習推進課長	いろいろな情報を収集するつもりはなくて、あくまでも事業を実施するために必要な情報のみ取得するという考え方です。
会長	今の御質問についてですが、その都度なのか、それとも最初に可能性があることを全部聞くのかという質問の回答は、どちらなのですか。
生涯学習推進課長	その都度、必要な情報を取得するということです。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	電算入力 of 規模なのですが、対象者数は約 800 件とあります。ここの記

	載について、御説明いただければと思います。
生涯学習推進課長	ワークショップの参加者とか、フューチャーサイエンスクラブ、夏休みの科学教室のようなものですが、そういう教室の参加者の情報です。
委員	例えば学校で、この学年が杉四小跡地に行きますよと。それはその1件なのか、クラスごとが1件ずつなのかとか、いろいろあると思うのですが、その辺の件数の数え方を教えてください。
生涯学習推進課長	学校の見学とかで来られる場合は、個人情報を取得する必要はありませんので、取得はいたしません。事前に申し込んで必要な事業を行う場合には、申込みとか抽選とか、そういうこともありますので、必要な情報を取るといことです。
委員	プラネタリウムを持って区内を結構回っていますが、そういうのも対象になるのですか。
生涯学習推進課長	対象にはなっておりますし、今も実施しておりますが、特に個人情報の取得はしていません。
会長	ほかに御質問はありますか。御意見はありますか。 それでは、報告第14号と報告第15号は了承、諮問第53号から諮問第55号は決定といたします。 次に、諮問第56号から第57号について、事務局から説明をお願いいたします。
諮問第56号・第57号	
情報管理課長	<p>諮問第56号・第57号です。資料の47ページを御覧ください、令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価についてです。令和4年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会において、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムのセキュリティ評価の実施内容が妥当である旨の答申がなされたことを受けまして、当該セキュリティ評価の実施結果の妥当性について、セキュリティ委員会に付議し、その後、杉並区情報公開・個人情報保護条例第2条第1項第1号に基づく重要事項として、情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行うものです。</p> <p>諮問事項としては大きく2つございます。1点目ですが、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価についてです。その内容としては、住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について、住民基本台帳ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する自己点検の実施結果と結果を受けての対策についてです。2点目は、情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価についてです。その内容としては、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について、情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する自己点検の実施結果と結果を受けての対</p>

	策についてです。今回の諮問については、審議会の下に設置をされております運用監視部会において具体的な審議をお願いする予定です。
会長	<p>ただいまの説明について御質問はありますでしょうか。</p> <p>では、本諮問については、まずは細かくその適正さを確認すべきと思いますので、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において事前の確認を行い、その内容を第5回審議会にて部会からの報告を受け答申することといたします。なお、部会の運営については、私が部会長ですので、私に御一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。それでは、事務局は調整の上、部会を開催してください。よろしく申し上げます。</p>
諮問第 58 号	
会長	<p>次に、諮問第 58 号、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検(再実施)についてです。諮問第 58 号については、専門性を有するため、特定個人情報保護評価書(案)について区民意見の聴取を行ったあと、当審議会の学識経験者で構成する部会において第三者点検を行い、その内容を3月の審議会にて部会からの報告を受け答申することといたします。部会長については私、佐藤が担当したいと思います。従来、水町先生だったのですが、今日、冒頭にありましたように、水町先生が退任されましたので、私、佐藤が担当したいと思います。部会の運営については部会長に一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。</p>
(異議なし)	
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局から補足することはありますでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>補足ですが、特定個人情報保護評価書(案)に対する区民意見聴取の期間は、1月1日から1月31日までとなっております。後期高齢者医療に関する事務の評価(再実施)の理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正により、公的給付支給等口座登録簿関係情報が情報連携の対象に追加されたことに伴い、特定個人情報保護評価書の記載内容を一部修正するためです。</p>
会長	<p>では、事務局は調整の上、部会を開催してください。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、一般報告があります。区民課長から説明をお願いします。</p>
一般報告	
区民課長	<p>それでは、御説明をさせていただきます。杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正についてです。</p> <p>区では平成13年9月、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例を制定し、住基ネットを通じて送受信を行った住民票記録記載の処理状況について、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に報告をいたしま</p>

	<p>して、区民に報告をすることにより個人情報の保護を図ってまいりました。</p> <p>現在、マイナンバーカードの交付を受けている者等が杉並区からお引越しをする場合、転入先から転入届出をした旨の通知を受けたあとに、当該区市町村に杉並区長が転出証明書の情報を通知することになってございます。今般、住民基本台帳法が改正され、令和5年2月6日から杉並区からお引越しをする旨の転出届出を受けた場合には、杉並区長が転入予定地の自治体に事前に転出証明書の情報を通知することとなりました。また、転入予定地が変わった場合には、実際に転入した自治体から改めて杉並区が通知をもらって、杉並区長が当該自治体に転出証明書情報を改めて通知することになってございます。</p> <p>このことに伴い、杉並区情報公開・個人情報保護審議会への報告事項等に、新たに住民基本台帳法に定められた転入予定地区市町村長への転出証明書情報の通知の処理状況などを加えるほか、必要な規定整備をする条例改正を令和4年度第4回区議会定例会で行ったことから、審議会に報告させていただくものです。</p>
会長	<p>ただいまの説明について御質問はありますでしょうか。それでは、御質問がなければ本件は了承といたします。</p>
<p>諮問第42号</p>	
会長	<p>次に、令和4年度第2回の審議会で諮問を受けました諮問第42号、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検(再実施)について、部会の報告を受けたいと思います。この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2により設置した部会において審議を行うこととし、11月8日に開催された部会で審議が終了しています。まず、事務局から配布資料の説明、次に部会長代理として、私より点検結果の報告をいたします。そのあと御質問、御意見をお受けしたいと思います。まず、事務局から配布資料の説明をお願いします。</p>
情報管理課長	<p>事務局から配布資料について説明いたします。資料3を御覧ください。なお、会議冒頭でお知らせしましたとおり、資料3-4①については、席上配布しました資料を御覧ください。資料3-1、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)、予防接種に関する事務、全項目評価書。こちらは、第三者点検部会の点検結果を反映させた評価書(案)です。資料3-2、第三者点検で指摘された事項による修正内容等ですが、こちらは第三者点検で指摘された事項による修正内容の一覧です。資料3-3、特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果については、第三者点検部会の審査結果をまとめた資料になってございます。次に資料3-4①、特定個人情報保護評価書点検に当たっての事前確認事項、こちらは令和4年11月8日に開催された第三者点検部会での配布資料です。資料3-4②、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務(記載例)、予防接種に関する事務、全項目評価書ですが、こちらも令和4年11月8日に開催しました第三者点検部会配布資料で、こちら</p>

	はデジタル庁から提供された資料です。第三者点検部会で使用した資料となっております。
部会長代理	次に、私から部会での審議について説明いたします。部会では、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書の審査を行いました。今回の特定個人情報保護評価書の再実施については、デジタル庁より示された評価書の記載例を参考に検討し、記載していることが確認できました。評価書の記載について資料3-2、横長のものとおおり一部修正意見がありましたけれども、リスク面には変更がないことから、特定個人情報の保護について問題は認められなかったと考えます。
会長	ただいまの説明について御質問はありますでしょうか。よろしいですか。では、諮問第42号は決定といたします。それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項について、ここで答申をしまいたいと思います。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いいたします。なお、オンラインにより参加される皆様は、画面から御確認ください。
(答申案文配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、答申文をデジタル戦略担当部長にお渡しします。
(答申文受領)	
デジタル戦略担当部長	どうもありがとうございました。
会長	本日の議題は以上となります。最後に事務局から何かありますでしょうか。
情報管理課長	事務局から事務連絡を含めまして3点ございます。 1点目が、確定した会議録の配布です。本日確定しました令和4年度第3回の会議録を事務局からお配りいたしますので、お受け取りをお願いいたします。オンライン参加の方におかれましては後日、事務局から送付させていただきますので、よろしくをお願いいたします。 2点目ですが、法定調書に係る住所等の確認についてです。令和4年分の委員報酬に関する法定調書に関連しまして御連絡です。まず、令和4年1月以降に御住所の変更があった委員は事務局にお知らせください。法定調書の送付先については原則、御自宅への郵送を考えておりますけれども、御自宅ではなく、審議会資料送付先への送付を御希望される委員がいらっしゃいましたら、事務局にお知らせください。お手数をお掛けしますが、該当される委員の方は審議会の終了後、事務局の職員にお声掛けをください。なお、区議会議員委員の皆様におかれては区議会事務局で対応をさせていただきますので、法定調書に関する当審議会事務局への御回答は不要です。法定調書に関する御連絡は以上です。 最後、3点目ですが、次回審議会の日程です。次回は令和5年3月20

	<p>日(月)午後2時から、終了時間は案件数にもよりますが、午後5時を想定してございます。場所は中棟6階第4会議室の予定です。本日の場所とは変更となりますので、御注意をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。もう一度申し上げます。場所は中棟6階の第4会議室、3月20日(月)の午後2時からです。どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、以上で令和4年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきありがとうございました。</p>